

銀行取引と相続・資産承継を巡る諸問題

2016年3月

金融法務研究会

はしがき

本報告書は、金融法務研究会第2分科会における平成25年度の研究の内容を取りまとめたものである。金融法務研究会は、平成2年10月の発足以来、最初のテーマとして、各国の銀行取引約款の検討を取り上げ、その成果を平成8年2月に「各国銀行取引約款の検討—そのⅠ・各種約款の内容と解説」として、また平成11年3月に、「各国銀行取引約款の比較—各国銀行取引約款の検討 そのⅡ」として発表した。平成11年1月以降は、金融法務研究会を第1分科会と第2分科会とに分けて研究を続けている。

第2分科会で取り上げたテーマは、巻末の報告書一覧のとおりであるが、平成25年度は「銀行取引と相続・資産承継を巡る諸問題」をテーマとして取り上げ、その研究成果を本報告書に取りまとめた。

本報告書においては、第1章で「遺言関連業務における利益相反」(中田裕康担当)、第2章で「遺言執行者の当事者適格」(松下淳一担当)、第3章で「遺言執行者の復任権・辞任権」(山下純司担当)、第4章で「遺言があった場合における相続預金の払戻し—遺留分減殺請求権との関係—」(山田誠一担当)、第5章で「預金債権を『相続させる』旨の遺言と遺言執行者の職務権限」(加毛明担当)、第6章で「相続債務(借入)の承継・処理を巡る諸問題—遺言による承継指定ほか」(沖野眞已担当)、第7章で「リバースモーゲージの制度的課題」(野村豊弘担当)を取り上げている。

このうち第1章においては、遺言関連業務における金融機関と顧客等の利益相反の問題を確認したうえで、同業務を行う金融機関の顧客情報の利用に係る課題と解決策について検討する。第2章においては、遺言執行者が訴訟上、法定訴訟担当として当事者になると一般的に理解されているところ、どのような権利・法律関係を訴訟物とする訴訟で遺言執行者が当事者適格を有するかについて、裁判例を踏まえ検討する。第3章においては、民法により遺言執行者の復任権・辞任権が制限されているところ、遺言執行者が自ら遺言執行を行うことが困難となった場合において、どのような場合に復任・辞任が認められるのか検討・整理する。第4章においては、遺言執行者の有無を踏まえながら、遺言による預金の処分について検討したうえで、それが遺留分を侵害した場合の法律関係について検討する。第5章においては、預金債権を「相続させる」旨の遺言がなされた場合の遺言執行者の職務権限について、現在の判例法理を前提とする法律論を検討する。第6章においては、相続における特定の相続人への債務の集中について、遺言による相続債務の承継の可能性および特定の相続人による自己の債務を超えた弁済の安定性ないし安定性の確保方法について検討する。第7章においては、リバースモーゲージの契約内容および約款を中心に考察し、フランスの終身定期金と比較しながら制度的課題を整理する。

本報告書が銀行実務家をはじめ、各方面の方々のお役に立つことができれば幸いである。

なお、本研究会には、銀行の法務分野から実務を担当する方にオブザーバーとしてご参加いただいている。また、事務局を全国銀行協会業務部にお願いしている。

最後に、同分科会においては、平成27年度には「民法(債権関係)改正に伴う金融実務における法的課題」をテーマとして取り上げ、研究を続けている。

平成28年3月

金融法務研究会座長

岩原紳作

目 次

第1章 遺言関連業務における利益相反（中田裕康）	1
I 検討課題	1
II 遺言関連業務の各段階における利益相反問題	3
1 遺言書作成段階	3
2 遺言書保管段階	6
3 遺言執行段階	6
III 「利益相反」の分類	8
1 分類	8
2 利益相反的地位の取得	8
3 利益相反的法律行為	9
4 利益相反の事実行為	11
IV 遺言関連業務を取り扱う金融機関による顧客情報の利用	11
1 問題となる例	11
2 前提となる義務	12
3 評価と解決策	14
V おわりに	17
第2章 遺言執行者の当事者適格（松下淳一）	18
I はじめに	18
II 遺言執行者の当事者適格をめぐる裁判例	18
1 遺贈の目的物の占有・登記を第三者（受遺者でない相続人を含む）が有する場合	18
2 遺贈の履行の終了如何が問題となる場合	19
3 遺言無効確認請求	20
4 「相続させる」遺言がある場合	20
5 小括	22
III 預金払戻請求訴訟と遺言執行者の原告適格－近時の事例から	22
第3章 遺言執行者の復任権・辞任権（山下純司）	25
I 問題の所在	25
II 遺言執行者の復任権	26

1	遺言執行者の自己執行義務	26
2	自己執行義務の緩和	28
3	復任の際の遺言執行者の責任	31
4	若干の考察	34
III	遺言執行者の辞任	36
1	問題の所在	36
2	他制度における辞任の可否と復任の自由	38
3	検討	40
第4章	遺言があった場合における相続預金の払戻し—遺留分減殺請求権との関係— (山田誠一)	46
I	はじめに	46
II	遺言による預金の処分—遺言執行者がいない場合	48
1	遺言による預金の処分の方法	48
2	預金の特定遺贈	48
3	特定の預金を特定の相続人に相続させる遺産分割方法の指定で相続分の指定を伴わないもの	52
4	相続分の指定が行なわれ遺産に預金が含まれている場合	54
5	特定の預金を特定の相続人に相続させる遺産分割方法の指定で相続分の指定を伴うもの	55
III	遺言執行者がある場合	55
1	預金の承継への関与	55
2	預金の払戻し権限	56
IV	遺言による預金の承継と遺留分の侵害	57
第5章	預金債権を「相続させる」旨の遺言と遺言執行者の職務権限 (加毛明)	61
I	はじめに	61
1	検討対象	61
2	問題の所在—下級審裁判例を素材として	62
II	権利承継の法的仕組み	63
1	法定相続による場合	63
2	「相続させる」旨の遺言による場合	67
III	対抗要件の要否	69
1	不動産の場合	69
2	預金債権の場合	70

IV 遺言執行者の職務権限	72
1 不動産の場合	72
2 預金債権の場合	74
3 検討	75
V おわりに	78
第6章 相続債務（借入）の承継・処理を巡る諸問題—遺言による承継指定ほか（沖野眞巳）…	79
I 問題の設定	79
II 平成21年判決	83
III 相続債権者の承認の意味、債務承継のメカニズム—具体的検討課題第1①	84
1 平成21年判決のもとでの帰結	84
2 債権者の「承認」の意味、債務承継の法律関係・メカニズム	85
IV 特定の財産の承継に伴う特定の債務についての承継の指定—具体的検討課題第1②…	89
1 債権等の積極財産と債務とで異なる相続分指定の可否	90
2 包括受遺者の義務に関して	91
3 特定の債務について特定の相続人に承継させる旨の遺言の可否	92
4 負担付遺贈、条件付遺贈の可能性	92
5 【例】の処理	93
V 第三者への包括遺贈の場合—具体的検討課題第1③	94
VI 特定の相続人による自己の負担する相続債務を超えた弁済—具体的検討課題第2④…	95
1 重疊的債務引受・併存的債務引受	96
2 保証（連帯保証・通常保証）	97
3 免責的債務引受	97
4 民法改正法案	98
第7章 リバースモーゲージの制度的課題（野村豊弘）	100
I 問題の所在	100
1 リバースモーゲージの意義	100
2 リバースモーゲージの特徴	100
3 リバースモーゲージの利用実態	101
4 報告内容	101
II リバースモーゲージの契約内容	101

1	厚生労働省の生活福祉資金	101
2	武蔵野市資金貸付サービス	104
3	金融機関による貸付	105
Ⅲ	フランスにおける終身定期金 (rentes viagères) について	107
1	フランスにおける終身定期金の利用	107
2	フランス民法の規定	108
3	契約の仕組み	108
4	定期金の額 (率)	109
5	定期金額のスライド	110
6	定期金債権者から見た終身定期金の評価	110
7	抵当権付終身貸付 (le prêt viager hypothécaire)	111
Ⅳ	おわりに	111
1	リバースモーゲージの法的根拠	111
(参考)	金融法務研究会第2分科会の開催および検討事項	113